

川越農林振興センターだより



埼玉県のマスコット コバトン

第22号 平成28年3月発行

発行 川越農林振興センター

電話 049-242-1808 (代表)

e-mail r421810@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0902/>



彩の国
埼玉県

「三芳町川越いも振興会」天皇杯受賞！

平成27年度農林水産祭むらづくり部門にて



「三芳町川越いも振興会」（会長：伊東藏衛氏、会員30戸）が、農林水産省などが主催する今年度の「農林水産祭」の「むらづくり部門」で、最高賞の天皇杯を受賞しました。

農林水産祭は、国民の農林水産業と食に対する認識を深めるとともに、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲を高めるため、昭和37年から実施しているもので、本県におけるむらづくり部門の天皇杯受賞は、平成22年度に小川町の下里農地・水・環境保全向上対策委員会が受賞して以来、2団体目です。

同振興会は、江戸時代から300年以上続く平地林の落ち葉を堆肥に使う伝統農法により、サツマイモを作り続けていた生産者が集まり、地域全体で直売に取り組むことを目的に平成

4年に結成されました。明治時代に県内で開発された高級品種「紅赤」の優良系統選抜など良品質生産に取り組むとともに、芋焼酎やサツマイモアイスなど6次産業化にも積極的に挑戦しています。その一方で、風物詩的な定例行事「落葉掃き」や、450mの畝で行う「世界一のいも掘りまつり」開催の中心的な役割を果たしています。同振興会のこうした取組が「都市住民に対する食や農への理解を深めつつ、都市近郊特有の厳しい環境においても伝統的な循環型農法を守り、農業収益の向上や環境の保全を実現するもの」として高く評価されました。受賞を一つの契機とし、今後、更なる飛躍を目指そうと、会員の皆さんは意気込んでいます。

農業を取り巻く環境のグローバル化に対応するために

～農地中間管理事業を活用した農業経営の競争力強化～

【「TPP」って何？】

私たちの暮らしは、農作物や工業製品、サービスなどの様々なモノと役務に支えられていますが、全てを国内で賄うことはできません。多くを輸入に頼っているのが実情と感じませんか？

ただ、輸入ばかりに頼っていると破産してしまいますので、外貨を得るために輸出を促進することも必要になります。

こういった輸出入によって、私たちの生活が成り立っているともいえます。

この輸出入が少しでも有利になれば、私たちの暮らしも潤うと思われませんが、これを有利に進めていく国際的な経済連携の取決めが、経済連携協定 (EPA) や自由貿易協定 (FTA) と呼ばれるものです。

TPP (環太平洋パートナーシップ協定) は、経済連携協定の一つで、太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定です。

【農業分野では？】

TPP大筋合意では、日本の農林水産品のうち関税が無税の品目数は、すでに関税ゼロのものを含め、発効直後に全体の約51%となり、段階的に関税が撤廃され、11年目までで約79%、最終的には81%になるとされています。

農林水産省は、米や果物など農産物への影響を取りまとめていますが、多くの品目で「影響は限定的」としながらも、一部は長期的には、価格が下落する可能性もあるとしています。

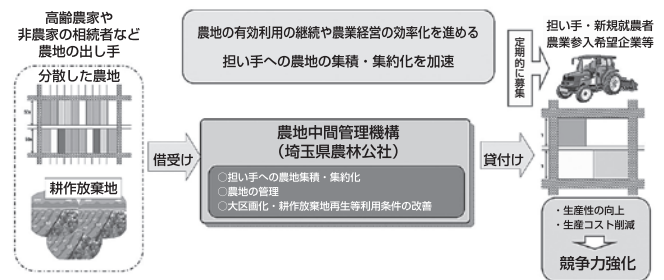
合意の影響が大きいのは「コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の原料」の5項目ですが、この重要5項目では、586品目中70%に当たる412品目が関税撤廃の例外となっています。

国では、品種改良や農業施設の整備などの安定供給のための対策のほか、輸入品に対する競争力強化を進めていくとされています。

【競争力の強化のために】

競争力の強化に向けての仕組みとして、農林水産省は、農地中間管理機構 (農地バンク) を活用し、できるだけ農地の集約化を図っていくことが大切だとしています。

～農地中間管理事業の仕組み～



平成26年度から開始された農地中間管理事業は、埼玉県農地中間管理機構 (埼玉県農林公社) が、①借り手がすぐに見つからない農地や分散・小口化している農地を借り受け集約し、②その農地に対して、必要な基盤整備等を実施し、利用しやすいようにして受け手に貸し付けるとともに、③借り受けた農地を貸し付けるまでの間、機構がその農地を維持管理するという機能を有しています。

農地の集約を目的とする制度は、いくつかあり、どの制度をどの程度利用するかは、地域の条件なり、地域の農業者の置かれた状況等によって異なると思いますが、仲介機能の必要性が増している現状では、積極的に農地中間管理事業を活用することが効果的となっています。

機構を活用することにより、貸し手は公的な機関であるため、安心して農地を貸すことができ、借り手は利用しやすい農地を借りることができるなど双方の利点があり、結果として、生産コストの削減を通じて農業の競争力が強化されることが期待されています。

特に、水田農業経営の安定化を検討されている農家の皆様は、この仕組みを積極的に活用していくことが重要となっています。

平成27年度入間地方青年農業者会議開催

平成28年1月14日(木)狭山市市民会館にて、「平成27年度入間地方青年農業者会議」を開催しました。

この会議は、営農上の研究成果や組織活動について発表を行うことにより青年農業者の相互研鑽及び農業技術・経営の資質向上を図ることを目的とするものです。毎年、川越農林振興センター管内の多数の4Hクラブおよび青年農業者などが発表を行い、地域指導農家の皆様をはじめとする審査員により成績優秀者に賞が授与されます。

本年度の第一席（所長賞）は狭山市4Hクラブの内田徹氏が受賞しました。もう一点の所長賞は「所沢市4Hクラブ(共同)」が、川越地区地域指導農家連絡会会長賞として「入間市4Hクラブ(共同)」、飯能地区地域指導農家連絡協議会会長賞として「むさし4Hクラブ」の三橋洋紀氏が受賞しました。

受賞者のうち、特に優秀なものは埼玉県青年農業者研究大会に推薦され、県内の各地区代表の間で成果を競い合います。

他に研修会として、所沢市の西海陽介氏が海外派遣研修報告を、埼玉県農業法人化スペシャリストである社会保険労務士の小柳伝二氏が「マイナンバー制度の概要とその対応について」講演を行いました。



第1回埼玉県さといも協議会共進会が管内で開催

平成27年10月24日、「第1回埼玉県さといも協議会共進会」が管内の川越花き市場で開催されました。

さといもは所沢市、狭山市、川越市など入間地域を中心に栽培されており、埼玉県の生産量は全国3位、産出額は全国1位（2014年）です。この共進会は栽培技術の普及と高品質・多収生産の推進、生産者の栽培意欲の高揚を図り、生産量、産出額ともに全国1位を目指すことを目的としています。

当日は入間地域をはじめ県内各地から土垂197点、蓮葉112点、丸系八つ頭21点、計330点が出品されました。

審査は統一基準による選別を行い、埼玉県農業技術研究センター、農林振興センターや農協の職員が、上物率や総収量を計測し厳正に実施しました。

審査の結果、合計26点が入賞し、最高位

の農林水産大臣賞は、土垂の部：高橋一善氏（狭山市）、蓮葉の部：白倉崇弘氏（狭山市）の両氏が見事に栄冠に輝きました。

表彰式は平成28年3月28日に開催され、上位入賞者から栽培管理法の報告が行われます。



特産果樹ゆずのブランド化を目指して

～桂木ゆずブランド協議会設立～

平成27年8月に毛呂山町、越生町、ときがわ町で生産されるゆずのブランド化を進めるために「桂木ゆずブランド協議会」が結成されました。

構成員は3町のゆず生産者組織と加工業者、及びいるま野農協と3町及び川越農林振興センターです。

これら3町では霜の降らない南斜面でゆず栽培が盛んに行われてきました。

なかでも、毛呂山町は昭和初期に養蚕からの経営転換で栽培が拡大した産地で、当時の桂木柑橘農業組合(S53年解散)が「桂木ゆず」として出荷、日本最古のゆず産地の一つと言われています。

最近、この名前を復活させようという機運が高まり、毛呂山町が両町に声をかける形で今回の協議会結成となりました。

協議会では単なる名称復刻ではなく、これ

を機に3町のゆずのブランド確立を目指しています。そのため、栽培手法などを定めて品質を向上させる活動とともに、加工品の開発や広報活動も始めています。

協議会では今後「桂木ゆず」の名称や製品の発展を図り、当地の地域資源として観光等、地域振興にも役立つブランドになるように育成していきます。



定植前リン酸苗施用を利用した野菜の収量アップ

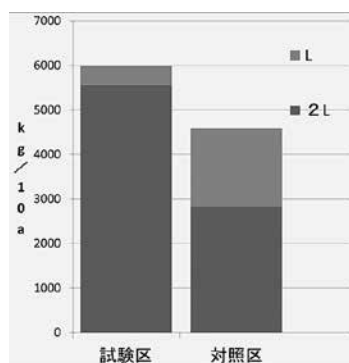
人間地域の土壌はリン酸吸収係数が高い火山灰土のほ場が多く、キャベツ、長ねぎなどの野菜は、収量が他産地より低い傾向にあります。

今回、それら野菜の収量性を改善するために農研機構東北農業研究センターが開発した「定植前リン酸苗施用による野菜のリン酸減肥栽培」技術について、現地実証ほを設置し効果確認をしました。

その結果、定植前に高濃度リン酸液肥（濃度0.5%～2%）にセル苗ごと浸漬処理することで、初期生育が早まり、収量が増加しました。キャベツ、長ねぎ等で平均10～30%増収し、スイートコーンは先端不稔の減少や食味品質が向上しました。しかし、土壌中の可給態リン酸濃度の高いほ場では差がみられないことや、秋冬ねぎでは効果が確認できない場合もありました。



リン酸液肥への苗浸漬方法



キャベツ
収穫調査結果



8/26定植 キャベツ
左:試験区 右:対照区

多面的機能支払交付金のDVDを制作しました

～豊かな農村環境を次の世代へ～

1 農村地域の現状と地域への支援

農業・農村は、作物の生産をはじめ県土の保全や自然環境の保全、良好な景観形成など多くの役割（多面的機能）を果たしています。

しかし、近年では農家の高齢化などによって、農村地域の農業用施設などを適切に保全していくことが困難になってきました。

このため、平成19年度に農林水産省は地域で行う共同活動を支援するため、「多面的機能支払交付金」を創設しました。

県内では現在268団体、当センター管内では14団体が交付金を活用した取組を行っています。

2 活動組織と大学の協力でDVDが完成

多くの農村地域では、水路の草刈りや泥上げなどの共同活動が行われています。

川越市内で活動している「古谷本郷地区農地・水・環境美化サークル」では、春のれんげ祭りをはじめ、ヒメイワダレ草の植栽、子供たちとのゴミ拾い、ほろ祭りへの協力、水路の補修など、豊かな農村環境を次世代へつなぐ様々な活動を行っています。

この古谷本郷地区の一年間の活動を、尚美学園大学情報表現学科（川越市）の鈴木教授、石橋准教授の指導の下、研究室の学生たちに撮影していただきました。県では交付金制度をより多くの方に知ってもらい活用していただくため、これらの活動（20分）と制度説明（5分）で構成されたDVDを制作しました。

ナレーションは鈴木教授を通じて、「アド街ック天国」でおなじみの武田広さんをお願いしました。

3 感謝状の贈呈

尚美学園大学による現地での撮影は、延べ15時間以上に及びました。映像テープの音声や画像を整えて、約20分に編集する作業は、とても時間がかかります。

また古谷本郷地区のみなさんには、インタビューなどの撮影協力をしていただきました。

こうしたことから尚美学園大学の鈴木・石橋研究室と古谷本郷地区に対して、平成28年3月18日（金）に感謝状を贈呈しました。地域の皆さんと大学と県が協力し合い、連携して取り組んだことにより、DVDが完成しました。このような取組は、県内で初めての試みでした。

4 DVDをご覧になりたい方

今後、県内の市町村や県農林振興センターに配布し、説明会や研修会など各種イベントで活用される予定です。

このDVDをご覧になりたい方は、最寄りの市町村、農林振興センターにお問い合わせください。



学生たちの撮影状況



完成したDVD



古谷本郷地区これからも頑張るぞ!

山間地域の安心安全をつくる森林土木工事

5年前の東日本大震災以降、山間地では人家や道路への落石対策を求める声が増えてきました。

こうした要望を踏まえ、山間地域で生活されている方々の安心と安全を確保するため、当センターでは治山事業による落石対策工事を積極的に推進しています。現在施工中の箇所を含め平成23年度以降これまでに6箇所対策を実施し、平成28年度も新たに3箇所対策を開始する予定です。

一方、平成28年1月の大雪では、倒木等により市道の除雪ができずに一部の山間集落が孤立し、迂回路となる森林管理道を除雪して、無事孤立を解消することができました。

このように、森林管理道は森林整備や木材の搬出のためのみならず、災害時等における山間集落の重要なアクセス路としての役目も

果たしています。

当センターではいざという時に安全・確実に通行できるよう、県が管理している森林管理道の整備を着実に進めています。



落石を山麓で捉える緩衝柵
(平成26年度上久通予防治山工事)

各地に広がる木造公共施設の整備

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されてから5年が経過し、人間地域でも木造公共施設の建設や内装木質化が進められています。

特に、平成21年度から実施されている森林整備加速化・林業再生事業では、東飯能駅の内装木質化（飯能市）、庁舎の内装木質化（川越市、日高市）、木造公衆トイレの建築（越生町）など様々な木造公共施設が整備され、木の良さを広く地域の人たちに体感してもらうことができるようになってきました。

平成27年度は、この事業を活用し、所沢市に富岡保育園が整備されました。所沢市は、平成26年度に公共建築物における木材利用の促進に関する市町村方針を策定しましたが、富岡保育園はこの方針策定後初めての木造施設として、構造材や内装材に県産木材をふん

だんに使用しています。園児は木の温もりに包まれた空間でのびのびと過ごすことができ、大変好評を得ています。皆様もぜひ見学に訪れてみてください。（見学には園への事前申込みが必要です。）



木に包まれた部屋で給食を食べる園児たち
所沢市立富岡保育園（平成27年度整備）

農林業関係表彰 受賞者の紹介

飯能市の栗原慶子さん黄綬褒章受章！

「東吾野女性林研ときめ木」の会長をはじめ、埼玉県や全国レベルの女性会議の要職を歴任し、林業界において長年にわたり女性の地域向上や男女共同参画の推進、地域の活性化に取り組まれたことが評価され、平成27年秋の褒章において、黄綬褒章を受章されました。

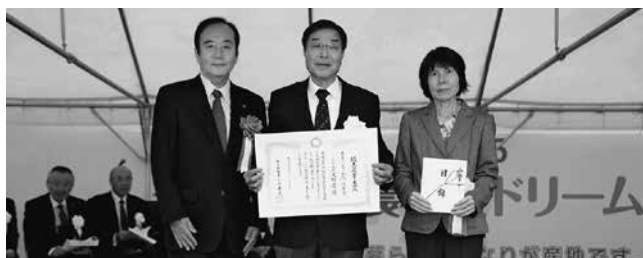


県内初の女性林業グループ「東吾野林業婦人の会（現ときめ木）」昭和59年に結成



埼玉農業大賞(農業ベンチャー部門)優秀賞 川越市(有)大野農場

養豚と食肉加工販売、レストラン経営を行い、都市地域のモデル的な畜産経営を確立した点と、『都市化』という畜産業の逆境を『地元のファン獲得』というチャンスに変えるため、早くから6次産業化に取り組んだ点が評価され、優秀賞に輝きました。



全国青年農業者会議にて木下さん・吉田さんが 全国農業青年クラブ連絡協議会会長賞受賞！

「地域特性を活かした新しい農業経営へのチャレンジ」と題したプロジェクト発表を行い、新しい生産・流通・販売に取り組む所沢市4日クラブの活動が高く評価されました。



中央左：木下芳直氏・右：吉田明宏氏

埼玉県農林部

優秀建設工事及び優秀現場代理人等表彰

山間部の厳しい現場において優秀な工事を施工した業者1社及び現場代理人2名を表彰しました。

【優秀建設工事】(有)新井土建 広河原逆川線森林管理道改良工事

【優秀現場代理人】新井正宏 ((有)新井土建)、森田政宏 (株森田建設緑化)

平成27年度 地域指導農家、さいたま農村女性アドバイザー認定

平成27年度埼玉県農業・農村リーダー認定証交付式が平成27年10月28日に開催され、管内からは、地域指導農家に、内藤嘉寿さん(所沢市)、柳田嘉弘さん(日高市)。さいたま農村女性アドバイザーに、木村厚子さん(川越市)、粕谷知実さん(狭山市)、田中恵子さん(富士見市)、横田喜美子さん(日高市)、金子純子さん(日高市)、小島奈々さん(毛呂山町)が認定されました。

また、次の方々に感謝状が贈呈されました。地域指導農家の木村欣一さん(日高市)、水村作一郎さん(所沢市)、さいたま農村女性アドバイザーの石川成子さん(川越市)、横田郁子さん(狭山市)、中島悦子さん(入間市)、林幸枝さん(富士見市)、吉野祐貴子さん(ふじみ野市)、黒澤裕子さん(越生町)。ふるさとの味伝承士の山田まさ子さん(川越市)、藤倉佐久子さん(日高市)、佐々木和子さん(毛呂山町)。

もう一度確認！その使い方で大丈夫？ <農薬使用は適正かつ安全に>

農薬を正しく安全に使用するために、今一度次の点を確認しましょう。

- 農薬のラベルをよく読み、適用作物や使える時期等使用基準を確認しましょう。
- 飛散(ドリフト)防止を徹底しましょう。
風や周辺環境を十分確認し、他の農作物へ飛散しないよう十分注意しましょう。
- 使用状況を正確に記録しましょう。
農薬名、使用日時、使用したほ場、作物名等は必ず記録しましょう。



S-GAP (農業生産安全確認運動) について

S-GAPとは、日ごろの作業を点検することで、農薬事故の未然防止や効率的な農作業を実践していくための運動です。安全安心な農産物を生産するためにぜひ運動に取り組みましょう！

エコファーマー再認定の申請は有効年度内にお願ひします

県では、持続農業法に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画(導入計画)を申請された農業者を「エコファーマー」として認定し、その取組を実践していただいています。

認定期間は5年間が基本となります。再認定の手続きは、認定の有効年度内に新たな導入計画の申請が必要となります。お手元の認定証の認定期間をご確認ください。

食品表示法が施行されました

平成27年4月1日から、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行されました。従前からの食品表示ルールと基本的に変更はありませんが、次の点が大きく変わりました。

- ①加工食品への栄養成分表示の義務化
- ②アレルギー表示のルール改善
- ③機能性表示制度の創設

※経過措置として加工食品は平成32年3月31日まで、生鮮食品は平成28年9月30日まで従前の例によることができます。

農地改良には注意が必要です！

～農地を守るのはあなた自身です～

<農地転用の手続>

農地改良(田畑転換や客土)をする場合は、事前に農地法に基づく農地の一時転用の届出もしくは許可を得る必要があります。

<責任者はあなたです>

農地改良を行う場合は、土地所有者と工事を実施する事業者が連名で地元市町の農業委員会に申請します。契約などの手続が終わったからといって、あとは事業者任せにしてしまってはいけません。

工事中に不法行為が行われた場合は、事業

者だけでなく申請者である土地所有者の責任も厳しく問われることとなります。

<こんなトラブルが報告されています>

- ・農地にゴミや瓦礫を入れられた…
- ・産業廃棄物の山になってしまった…
- ・仕上げが悪くて耕作できない…
- ・近隣の土地所有者とトラブルが起きた…

<ご相談ください>

農地改良を計画したり、事業者から話を持ちかけられたときは、事前に必ず地元市町の農業委員会にご相談ください。